

多摩市と調布市との間における情報の提供及び交換に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又はそのおそれがあるときにおいて、防災行政無線（全国共通波）を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

(情報の提供及び交換)

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又はそのおそれがあるときは、次に掲げる事項について、相互に積極的に連絡を取り合い正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- (1)降雨量に関すること。
- (2)河川の水位に関すること。
- (3)被害状況に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(重要水防箇所の調査等)

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又はそのおそれがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

(巡視警戒)

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え通信運用の習熟を図るために必要に応じて、通信訓練を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

昭和62年2月13日

甲 東京都多摩市貝取1724番地

多摩市長 臼井千秋



乙 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 吉尾勝征

